

## 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

| 施策名        |  | 1. 独立性・中立性・透明性の確保と組織体制の充実  |          | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |       | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022   |       | 政策評価<br>実施予定時期  |  | 2023年8月 |  |  |
|------------|--|--|----------|-----------------------------------|-------|--|-------|---|--|---------|--|--|
| 施策の概要      |  | ・原子力規制行政の独立性・中立性・透明性の確保、組織・業務の継続的改善、諸外国及び国際機関との連携・協力等を図る。<br>・人材の確保・育成に努め、常に問いかけ続ける組織文化の育成・維持を図る。  |          | 目標設定の考え方・根拠                       |       | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022  |       |   |  |         |  |  |
| 達成すべき目標    |  | 以下の取組を計画どおり実施することにより、独立性・中立性・透明性が確保され、原子力規制委員会の組織体制が十分なものとなることを目標とする。<br>(1) 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践<br>(2) 規制業務を支える業務基盤の充実<br>(3) 職員の確保と育成 |          | 担当部局・作成責任者名                       |       | 長官官房<br>黒川 陽一郎 総務課長、吉野 亜文 監査・業務改善統括調整官、村田 真一 広報室長、一井 直人 国際室長、足立 敏通 情報システム室長、田口 達也 人事課長、河原 雄介 参事官(会計担当)、湯本 淳 法令審査室長、平野 大輔 参事官(法務担当)<br>技術基盤グループ<br>遠山 眞 技術基盤課長<br>放射線防護グループ<br>新田 晃 放射線防護企画課長、中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)<br>原子力規制部<br>金城 慎司 原子力規制企画課長<br>原子力安全人材育成センター<br>迎 隆 原子力安全人材育成センター副所長 |       |   |  |         |  |  |
| 政策体系上の位置付け |  | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること   |          |                                   |       |  |       |   |  |         |  |  |
| 定量指標       |  | 基準値<br>(基準年度)  | 年度ごとの目標値 |                                   |       |  |       | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |         |  |  |
|            |  |  | 年度ごとの実績値 |                                   |       |  |       |   |  |         |  |  |
|            |  |  | 平成30年度   | 令和元年度                             | 令和2年度 | 令和3年度  | 令和4年度 |   |  |         |  |  |
| 1          | 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(会議等の公開の割合)<br>【PDCA管理番号: 1.(1)】             | -<br>(-)   | 100%     | 100%                              | 100%  | 100%   | 100%  | 意思決定過程の透明化を図るためには、常に議論の場を公開することが必要である。このため、原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を100%にすることができたかを目標とする。  |  |         |  |  |
|            |  |  | 100%     | 100%                              | 100%  | 100%   |       |   |  |         |  |  |
| 2          | 原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践(ホームページのウェブアクセシビリティの確保)<br>【PDCA管理番号: 1.(1)】 | -<br>(-)   | A※       | A※                                | A※    | A※   | A※    | 行政の透明性の確保や積極的な情報発信のためには、情報セキュリティを確保しつつ国民に必要な行政情報をわかりやすくホームページ上で公開することが必要である。このため、総務省の提示する「みんなの公共サイト運用ガイドライン(2016年版)」に基づき、ホームページ等の利用のしやすさの指標でもある高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベルA以上(※運営者が管理・制御できない第三者によるコンテンツを除く)を達成できたかを目標とする。 |  |         |  |  |
|            |  |  | A※       | A※                                | A※    | A※   |       |   |  |         |  |  |
| 3          | 職員の確保と育成   | -  | -        | -                                 | 95%   | 95%  | 95%   | 新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足するこ   |  |         |  |  |

| 定性指標  | 目標   |       |       |       |       |       | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠   |
|---|--|-------|-------|-------|-------|-------|---|
| (定数に対する実員数の割合)<br><b>【PDCA 管理番号：1.(3)】</b>  | (-)  | 93.6% | 95.4% | 94.3% | 92.6% |       | とにより、組織運営の安定性を確保することが必要である。このため、定数に対する実員数の割合 95% を目標とする。  |
| 4 職員の確保と育成<br>(新規採用者に占める女性割合)<br><b>【PDCA 管理番号：1.(3)】</b>                         | -<br>(-)   | -     | -     | -     | 35%   | 35%   | 男女共同参画社会の実現に向けて、「第5次男女共同参画基本計画」に定める政府全体の目標を踏まえ、新規採用者の女性割合を35%以上とすることを目標とする。                                   |
| 5 職員の確保と育成<br>(研修の年間受講者延べ人数)<br><b>【PDCA 管理番号：1.(3)】</b>                          | -<br>(-)   | -     | -     | 2500人 | 2500人 | 2500人 | 職員の育成に当たり、行政事務能力と原子力規制に必要な専門的能力とのバランスがとれた研修を実施することが必要である。このため、適切な研修実施のため年度研修計画を作成し、研修の年間受講者延べ人数 2500 人を目標とする。 |
| 6 令和4年度業務計画に定める原子力規制委員会の組織理念を具体化する規制活動の実践に係る各種の取組の進捗状況<br><b>【PDCA 管理番号：1(1)】</b> | (独立性・中立性・透明性の確保)<br>- 原子力規制委員及び原子力規制庁職員が厳格な服務規律に基づき行動するとともに、国内外の規制の実情を自ら確認するほか、原子力規制委員会で徹底した議論のもと、意思決定を行ったか。<br>- 原子力規制委員会の業務運営の透明性の確保のための方針に基づき、内容を公開する会議の公開割合を 100%にすることができたか。<br>- オンライン会議システム等の手法を活用した公開会合について、インターネット配信の継続性の維持・品質向上を図ることができたか。<br>- 規制に関わる情報の適切な開示ができたか。自動文字起こし結果の公開対象を拡充できたか。<br>- ホームページについて、高齢者・障害者等配慮設計指針「JIS X 8341-3:2016」において、レベル A 以上を達成できたか。<br>- 「N-ADRES」について、安定的に運用を行うことができたか。実際の運用を考慮し、公開資料に固有番号及びメタデータ等を付与する仕様を確定できたか。<br>- 「N-ADRES」の次期システム構築に向け、調査研究及び調達が実施できたか。<br>- 原子力規制委員会の取組に関するコンテンツを分かりやすく作成し、公開できたか。<br>- 開示期限内に、基準に基づいた審査により、開示対象文書の特定・不開示情報の特定を適切に行ったか。<br>(外部とのコミュニケーションの充実)<br>- 原子力規制委員会の取組等について、適切に説明することができたか。また、問合せに適切に回答することができたか。<br>- 国際アドバイザーとの意見交換のほか、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。<br>- CEO、CNO 等との意見交換、委員による現場視察及び関係者との意見交換を適切に行えたか。<br>- 被規制者向け情報通知文書を、迅速かつ柔軟に発出できたか。<br>- 原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会を開催し、調査審議事項の助言を得られたか。<br>- 地方公共団体とのコミュニケーションに係る改善方策を検討し、必要に応じて実行できたか。<br>(安全文化の育成・維持)<br>- 新規採用職員向けの東京電力福島第一原子力発電所における現地研修を実施できたか。また、同発電所事故対応経験者の講話を新規採用職員向け研修及び中途採用職員向け研修に組み込んだか。<br>- 庁内横断的に職員との対話を行う仕組みを構築し、具体的な改善につながる取組を検討できたか。 |       |       |       |       |       | 令和4年度原子力規制委員会<br>年度業務計画   |

|   |  |  |                         |
|---|--|--|-------------------------|
|   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 計画的に核セキュリティ文化醸成に係る職員への研修を実施するとともに、原子力規制検査等を通じて事業者に必要な助言ができたか。</li> <li>- 核物質防護における国内外の事例を用いたケース・スタディや議論を実施できたか。</li> </ul>  |                         |
| 7 | <p>令和4年度業務計画に定める規制業務を支える業務基盤の充実に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (2)】</p> | <p>(マネジメントシステムの定着)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 令和3年度のマネジメントレビューでの指摘も踏まえ、マネジメントシステムの改善に取り組んだか。</li> <li>- 要改善事項に共通する課題や改善策の良好事例を抽出し、各課室での業務改善につなげる仕組みを構築できたか。また、課題の抽出・分析や具体的事例の研修教材への活用等を行ったか。</li> </ul> <p>(国際協力の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 海外情報の共有等の業務に関する全庁横断的な国際業務の改善について体制を確立し、継続的に実施できたか。</li> <li>- 国際社会における原子力安全に関する活動に貢献できたか。</li> <li>- 国際機関、二国間、多国間の枠組みを活用して原子力安全に関する情報発信・情報共有や海外の知見の収集・施策への活用を行えたか。</li> <li>- 拠出金の企画立案・実施管理を通じて、予算要求、国際機関への拠出手続きが適切に行えたか。</li> <li>- 国際関係について原子力規制庁内への情報共有・施策への活用ができたか。</li> <li>- オンラインによる参加も活用しつつ、国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有・施策への活用を行ったか。</li> <li>- IAEA の安全基準や ICRP 等の文書の翻訳を進め、ホームページで公開することができたか。</li> <li>- 最新の動向や知見について、原子力規制へ反映すべきものがないか関係部署と情報共有を行い、検討を進めたか。</li> <li>- 改正核物質防護条約の妥当性を検討するための国際的な会議への参加、IAEA 核セキュリティ・シリーズ及び関連文書の策定・見直しへの参画等を行い、また、二国間・多国間の枠組み等の活用等により、我が国の核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</li> <li>- 緊急時の準備と対応に関する国際会合等に参加し、我が国の知見の発信を積極的に行ったか。また、最新の動向や知見を収集し、関係者への共有を行ったか。</li> <li>- 各種国際会議への参加や、保障措置技術開発支援等を通じて、国内外の保障措置の強化・効率化に貢献したか。</li> </ul> <p>(管理業務の確実な遂行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 行政文書管理に係る体制整備、電子的管理の促進ができたか。</li> <li>- 行政文書の管理に関するガイドライン等の改正が予定されており、これらを踏まえて、原子力規制委員会行政文書管理規則等を改正するとともに、新ルール、関係規程類・留意事項等の周知、業務の効率化等ができたか。</li> <li>- 行政文書管理体系の理解促進、重要性の認識を深め適切な文書管理業務を実施するための研修等を適切に実施したか。</li> <li>- 組織の機能が全体として中長期的に持続可能となるよう、組織構成及び人員配置等の見直しを行ったか。</li> <li>- 情報システムの安定的な運営を実現したか。また、新型コロナウイルス感染症の影響下においても変化に適切に対応し、庁内業務の確実な遂行に寄与したか。</li> <li>- 予算の適切な執行管理を行えたか。</li> </ul> <p>(訴訟事務及び法令審査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 訴訟事務や不服申立て事務について、業務量の推移に応じて体制を構築し、関係機関や関係部署と連携しつつ適切に業務を遂行できたか。</li> <li>- 訴訟対応及び不服申立て対応をより強化するために、有効な調査ができたか。</li> <li>- 長官官房における法令審査及び法令相談等を通じて、各部署の法令等の立案・運用を着実に支援できたか。</li> <li>- 必要に応じてマニュアル等の作成・見直しを行うことができたか。</li> </ul> | 令和4年度原子力規制委員会<br>年度業務計画 |
| 8 | 令和4年度業務計画に定める職員の確保と育成に係る各種の  | <p>(高い倫理観の保持)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研修や幹部メッセージの発出等の啓発活動を行った回数、政府が掲げる各種ワークライフバランス関連施策の達成度合（男性育休（2025年までに30%）</li> </ul>  | 令和4年度原子力規制委員会<br>年度業務計画 |

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p>取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：1. (3)】</p> | <p>等)等から、効果を確認できたか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 全職員について、月 45 時間を超える超過勤務月数が 6 ヶ月以内となることを達成し、達成できない職員については、健康上の配慮を適切に実施したか。</li> <li>- ワークライフバランスに関する職員の世代別ニーズを把握し、ニーズに応じた説明会を開催したか。また、新行政 LAN システムを活用したワークライフバランスの各種施策のさらなる検討を進めたか。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の確保)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 定数に対する実員数 (95%)、新卒採用者に対する女性割合 (35%)、障害者法定雇用率 (2.6%) を確認しつつ、新卒者、経験者を適切に採用するとともに、再任用、特例定年等を最大限活用しポストを充足できたか。</li> <li>- 行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘を踏まえ、原子力規制人材育成事業の実績を把握するための指標を適切に設定し、実績を把握したか。</li> <li>- 職員の多様性への配慮及びメンタルヘルスに関する研修の提供や、男女共同参画の機会の増進を図ったか。</li> </ul> <p>(原子力規制人材の育成)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、国際機関等に着実に職員を派遣したか。</li> <li>- 国際協力業務への資質のある人材育成のための機会を提供したか。</li> <li>- 研修を適切に実施し、年間延べ受講者数 2,500 人以上を達成できたか。</li> <li>- 規制実務を担うことができる人材を継続的に確保・育成するために、教育訓練課程を受講させる等して、任用資格を付与できたか。</li> <li>- 令和 3 年度の試行結果を踏まえ、可能なものから教育訓練課程にアクティブラーニングを取り入れたか。</li> <li>- 講師のアクティブラーニングに係る指導力向上のための研修を実施したか。</li> <li>- 力量管理シートを使用したバックオフィス系業務の力量管理の試運用を行い、令和 5 年度の本格運用に向けて検討・改善を行ったか。</li> <li>- 分散型訓練生のための講義の録画配信を開始したか。</li> <li>- 年 1 回の希望調書で、職員が能力に応じたポスト任用をされていると感じているかなど、満足度の自己評価調査を実施できたか。また、調査結果を任用に適切に反映するためのデータベースを構築したか。</li> <li>- 説明会を夏の人事異動期前に実施できたか。また、多くの参加者が得られるよう工夫したか。</li> <li>- 360 度評価を試行できたか。</li> <li>- 原子力規制事務所からのニーズ (問題点・課題) について、データベース化し、課題の改善につなげることができたか。</li> <li>- 外部の研究組織/部門との人事交流や共同研究事業の推進ができたか。</li> <li>- 研究倫理や研究者として基本的な姿勢について遵守する取組を行ったか。</li> </ul> |  |
|--|--|--|

| 達成手段<br>(開始年度) |                             | 予算額計 (執行額) (百万円) |              |              |              | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する<br>定性指標 | 達成手段の概要等  | 令和 4 年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|----------------|-----------------------------|------------------|--------------|--------------|--------------|----------------|--------------|---|---------------------------------|
|                |                             | 平成 30 年度         | 令和元年度        | 令和 2 年度      | 令和 3 年度      | 令和 4 年度        |              |   |                                 |
| (1)            | 原子力安全規制情報広聴・広報事業 (平成 16 年度) | 317<br>(307)     | 631<br>(608) | 676<br>(642) | 625<br>(601) | 712            | 6            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・コールセンターを設置し、個別の問合せや相談に対し電話で回答等を行う。</li> <li>・定例会や審査会合、記者会見等の原子力規制委員会の活動について、撮影・配信・アーカイブ化を行う。</li> <li>・過去にホームページで公開した資料をアーカイブし、インターネットから容易に検索可能とするシステムの整備・運用を行う。</li> </ul> | 0001                            |
| (2)            | 国際原子力発電安全協力推進事業             | 114              | 72           | 67           | 66           | 68             | 7            | 諸外国規制機関との協力を進め、継続的に二国間、多国間の枠組みを通して、原子力規制に関する情報収集・発信及び意見交換等を行うとともに、諸外国原子力規制機関  | 0002                            |

|     | (平成 7 年度)                          | (63)         | (48)         | (5)          | (35)         |     |   | との人的交流を行う。   |      |
|-----|------------------------------------|--------------|--------------|--------------|--------------|-----|---|--|------|
| (3) | 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金<br>(平成 4 年度) | 323<br>(287) | 336<br>(232) | 255<br>(179) | 180<br>(161) | 178 | 7 | 原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関 (IAEA) の特徴を活かした様々な安全向上活動に参画し、そのために必要な任意拠出金を拠出するもの。具体的には、IAEA が取り組んでいる、①質が高く効率的な I A E A 安全基準等の策定や継続的な見直し、②IAEA の核セキュリティに係る技術指針の策定や見直し、③原子力・放射線緊急事態に対する I A E A の枠組みを通じた準備及び対応の強化、④アジア地域や原子力導入新興国等の規制の向上のための協力連携の枠組みやネットワークの運営構築等の活動に対して、任意拠出金を拠出し、事業に参画する。 | 0003 |
| (4) | 経済協力開発機構原子力機関拠出金<br>(平成 18 年度)     | 47<br>(47)   | 54<br>(49)   | 50<br>(45)   | 49<br>(44)   | 51  | 7 | 原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEA が取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。   | 0004 |
| (5) | 原子力発電安全基盤調査拠出金<br>(平成 4 年度)        | 69<br>(22)   | 72<br>(60)   | 46<br>(29)   | 31<br>(26)   | 29  | 7 | 原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関 (OECD/NEA) の特徴を活かし、任意拠出金に基づき OECD/NEA の事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEA が取り組んでいる、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業 (東京電力福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等) に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資する情報の収集を行う。                                      | 0005 |
| (6) | 原子力検査官等研修事業<br>(平成 24 年度)          | 248<br>(208) | 416<br>(343) | 429<br>(211) | 401<br>(239) | 401 | 8 | 原子力検査官を含む原子力規制委員会職員の育成のための研修カリキュラムや研修教材の開発・整備、高度な専門性を有する人材の育成に係る調査等を行うとともに、原子力施設の主要機器模型等を活用した実践的な訓練を実施し、原子力検査官等の専門能力や規制業務の専門性を高め、原子力の安全確保に貢献する。また、国が整備した訓練施設の運営及び設備の維持管理業務等、訓練実施環境の整備を行う。  | 0006 |
| (7) | プラントシミュレータ研修事業<br>(平成 26 年度)       | 512<br>(503) | 272<br>(231) | 283<br>(260) | 256<br>(233) | 256 | 8 | 発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータを活用した研修を通して原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。<br>また、研修を効果的に行うため、新規基準適合性に係る審査の状況などを踏まえたシミュレータの改良や維持管理を行う。  | 0007 |
| (8) | 原子力規制人材育成事業<br>(平成 28 年度)          | 381<br>(286) | 359<br>(270) | 350<br>(201) | 296<br>(183) | 327 | 8 | 国内の大学等が提案した原子力規制人材の育成に係る教育プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。<br>事業が継続する令和 2 年度及び令和 3 年度採択の 10 事業者と年度初めに契約を締結し、十分な事業実施可能期間を確保する。また、令和 4 年度においても、令和 2 年度行政事業レビュー公開プロセスにおける指摘事項を踏まえ、委託も活用して事業効果   | 0008 |

|            |                               |                  |                  |                  |                  |     |   |   |      |
|------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|---|---|------|
|            |                               |                  |                  |                  |                  |     |   | の把握・向上に務めつつ、新たに原子力規制人材の確保が必要な類型において公募を行い、優れた取組を採択する。  |      |
| (9)        | 原子力の安全研究体制の充実・強化事業<br>(令和元年度) | -                | 823              | 800              | 954              | 590 | 8 | 原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関(TSO)である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。 | 0009 |
|            |                               | -                | (813)            | (738)            | (808)            |     |   |   |      |
| 施策の予算額・執行額 |                               | 2,009<br>(1,724) | 3,035<br>(2,653) | 2,957<br>(2,310) | 2,857<br>(2,330) |     |   |   |      |

| 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 |  |          |       |                                   |   |                |  |
|------------------------|--|----------|-------|-----------------------------------|---|----------------|--|
| 施策名                    | 2. 原子力規制の厳正かつ適切な実施と技術基盤の強化   |          |       | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022  | 政策評価<br>実施予定時期 | 2023年8月  |
| 施策の概要                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>原子力利用の安全の確保に向け、原子炉等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。</li> <li>最新の科学的・技術的知見を取得するための安全研究を推進するとともに、国内外の情報の収集を行う。</li> <li>原子炉等規制法に係る規制について継続的に改善する。</li> </ul> |          |       | 目標設定の考え方・根拠                       | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022   |                |  |
| 達成すべき目標                | <p>次の取組を計画どおり実施することにより、原子力利用の安全が確保され、原子力規制に係る技術基盤が強化されることを目標とする。</p> <p>(1) 原子炉等規制法に係る規制の実施<br/>(2) 安全研究の推進と規制基準の継続的改善<br/>(3) 改正原子炉等規制法の着実な施行<br/>(4) 規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応</p>   |          |       | 担当部局・作成責任者名                       | 技術基盤グループ<br>遠山 眞 技術基盤課長、田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)、舟山 京子 安全技術管理官(シビアアクシデント担当)、萩沼 真之安全技術管理官(放射線・破棄物廃棄物担当)、川内 英史 安全技術管理官(地震・津波担当)  |                |  |
| 政策体系上の位置付け             | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること   |          |       |                                   | 原子力規制部<br>金城 慎司 原子力規制企画課長、渡邊 桂一 安全規制管理官(実用炉審査担当)、志間 正和 安全規制管理官(研究炉等審査担当)、長谷川 清光 安全規制管理官(核燃料施設審査担当)、内藤 浩行 安全規制管理官(地震・津波審査担当)、武山 松次 検査監督総括課長、杉本 孝信 安全規制管理官(実用炉監視担当)、大向 繁勝 安全規制管理官(核燃料施設等監視担当)、高須 洋司 安全規制管理官(専門検査担当) |                |  |
| 定量指標                   | 基準値<br>(基準年度)  | 年度ごとの目標値 |       |                                   |   |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠  |
|                        |  | 年度ごとの実績値 |       |                                   |   |                |  |
|                        |  | 平成30年度   | 令和元年度 | 令和2年度                             | 令和3年度   | 令和4年度          |  |
| 1                      | 原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数<br>〈アウトカム指標〉   | -<br>(-) | 0     | 0                                 | 0   | 0              | 原子力・放射線施設における事故を未然に防止するため、各種規制を講ずることが原子力規制委員会の根幹的な本務であるため。(原子力災害対策特別措置法第10条の通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性がある事象が生じたため、防護措置の準備を開始する必要がある段階のもの。同法第15条による通報とは、原子力施設において公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な防護措置を実施する必要がある段階のもの。加えて、環境中に相当量の放射性物質が放出され、公衆が著しい被ばくを受けることがないようにすることを目標とすることを明確にするため、局所的な影響を伴う事故(INES(国際原子力・放射線事象評価尺度)のレベル4以上)の発生件数を指標とする。) |
|                        |  |          | 0     | 0                                 | 0   | 0              |  |
| 2                      | 原子力災害対策特別措置法第15条による通報件数<br>〈アウトカム指標〉   | -<br>(-) | 0     | 0                                 | 0   | 0              |  |
|                        |  |          | 0     | 0                                 | 0   | 0              |  |

| 3    | 公衆の被ばく、環境の汚染のおそれがある放射性物質の放出の件数<br>〈アウトカム指標〉                       | -  | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |                     |
|------|---|--|---|---|---|---|---|---------------------|
|      |   | (-)  | 0 | 0 | 0 | 0 |   |                     |
| 定性指標 |   | 目標   |   |   |   |   |   | 測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠 |
| 4    | 令和4年度業務計画に定める原子炉等規制法に係る規制の実施に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：2.(1)】    | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請、運転期間延長認可申請、廃止措置計画等の審査について「原子力施設に係る審査全般の改善策について」(令和2年2月原子力規制委員会了承)等に基づき、厳正かつ適切に審査を実施したか。</li> <li>- 設置変更許可において審査の漏れを防止し、及び施設の特徴・安全上の重要度に応じた審査を適切に行うため、新規制基準適合性審査結果の取りまとめに際し、審査で確認した事項を整理し、以降の審査において活用したか。</li> <li>- 審査に関する原子力規制委員会決定文書や了承事項等を審査担当者に正確に理解させるため、決定等の都度、当該文書を審査業務マニュアルに加えたか。また、審査担当者の異動時等において、マニュアルの内容を確実に周知したか。</li> <li>- 審査会合の都度残された課題を確認し合うなど、審査の段階に応じて、残された課題についての原子力規制委員会及び事業者双方の認識を共有するための取組を一層進めることができたか。</li> <li>- 原子力規制検査を所定のガイドを活用して計画どおりに実施し、特定した検査気付き事項を適切に評価できたか。その他の法定の検査・確認も、厳正かつ適切に実施できたか。</li> <li>- 東京電力柏崎刈羽原子力発電所への追加検査について、特別の体制を設け、検査の計画立案、実施など一連の検査活動を厳正かつ適時・適切に実施できたか。</li> <li>- 事業者とのコミュニケーション等を通じ、事業者の自主的取組を促進することができたか。</li> <li>- 安全性向上評価届出制度について、事業者との意見交換を行い、必要に応じて見直しの検討を進めたか。</li> <li>- 利用者からの質問に対して、適切に対応することができたか。</li> <li>- 事故トラブルについて、事業者等の原因究明、再発防止策等を適切に確認したか。事故トラブルから得た教訓を他施設も含め、適切に反映したか。</li> </ul> |   |   |   |   |   | 令和4年度原子力規制委員会業務計画   |
| 5    | 令和4年度業務計画に定める安全研究の推進と規制基準の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：2.(2)】 | <p>(最新の科学的・技術的知見の蓄積と国際共同研究の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 最新知見を収集し分析することができたか。</li> <li>- 国内外で発生する自然事象に関し、必要に応じて関係機関等と協力して情報収集・分析を実施したか。</li> <li>- 技術基盤グループから原子力規制部への情報提供(技術支援)を行ったか。</li> </ul> <p>(安全研究の積極的な実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 実施方針等に基づき定めた計画に沿って安全研究業務を達成できたか。</li> <li>- 安全研究成果報告を取りまとめたか。積極的な成果の公表ができたか。JAEA 安全研究センターと連携した研究成果の発表を行ったか。</li> <li>- 事前、事後評価が計画どおりに実施できたか。</li> </ul> <p>(令和5年度以降の安全研究の分野及びその実施方針を策定したか。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 研究に関する国際活動に積極的に参加し、調査・分析で得られた結果等を積極的に情報発信できたか。</li> <li>- 共同研究を計画どおりに進めることができたか。研究報告会が開催できたか。</li> <li>- 放射線防護研究を計画どおりに開始し、またリスク評価研究の強化や原子力規制庁内外との連携強化などの安全研究に係る実効性のさらなる確保を行ったか。</li> </ul> <p>(規制基準の継続的改善)</p>   |   |   |   |   |   | 令和4年度原子力規制委員会業務計画   |

|                |  |  |       |         |         |                |                   |                                     |                                 |
|----------------|--|--|-------|---------|---------|----------------|-------------------|-------------------------------------|---------------------------------|
|                |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- ATENA からの意見聴取結果を踏まえ、制度改正の要否等について検討を進めたか。</li> <li>- 技術評価書の策定及び関連する規則解釈等の改正を行ったか。</li> <li>- 国内外原子力施設の事故・トラブル情報及び海外規制動向に係る最新情報を収集・分析し、適切にスクリーニングしたか。</li> <li>- 技術情報検討会において、規制に反映させる必要性の有無を検討し、進捗状況を確認したか。また、必要に応じて検査官会議で事例紹介したか。</li> <li>- 技術情報検討会の検討結果について、原子力規制委員会で速やかに報告を受けるとともに、原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会、火山部会、地震・津波部会で報告し、助言を受けることができたか。</li> <li>- 事故トラブルから得た教訓を必要に応じて規制への反映が行えたか。</li> <li>- 規制基準等の記載の具体化・表現の改善について、改正作業を進めたか。</li> <li>- 水素防護に係る知見の規制への反映に関し、事業者及び ATENA との意見交換を行うとともに、不確かさの大きな現象に対する規制の考え方を検討し、知見の不確かさを踏まえた規制上の対応を検討することができたか。</li> <li>- 水素防護以外の知見の規制への反映に関し、事業者等が保有する知見を含め収集を進めるとともに、規制上の対応を検討することができたか。</li> </ul> |       |         |         |                |                   |                                     |                                 |
| 6              | 令和 4 年度業務計画に定める改正原子炉等規制法の着実な施行に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：2.(3)】           | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 着実に原子力規制検査を実施できたか。原子力規制検査に対する検査官の理解が進んだか。原子力規制検査の教育訓練、研修を計画どおり実施できたか。</li> <li>- 検査の実施及び検査指摘事項の評価にリスク情報を活用したか。</li> <li>- 検査官からの意見聴取や事業者との意見交換等、運用の継続的改善に向けた取組を行い、ガイド類の見直しなどの改善策を講じたか。</li> <li>- 令和 3 年度に発覚した設置変更承認申請書の添付書類漏れを踏まえ、同様の事例がないか確認を行うとともに、再発防止策を講じることができたか。</li> </ul>  |       |         |         |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画 |                                     |                                 |
| 7              | 令和 4 年度業務計画に定める規制活動の継続的な改善及び新たな規制ニーズへの対応に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：2.(4)】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 審査進捗状況表の整備などを通じ、原子力施設の審査状況・課題の明確化を図れたか。</li> <li>- 業務マニュアルの整備等審査の継続的改善に取り組めたか。</li> <li>- バックフィット制度について、事例分析を行い、原子力規制委員会で議論を行い、バックフィットについての考え方を整理した文書を作成することができたか。</li> <li>- 原子力規制検査においてリスク情報の活用を促進するため、事業者の PRA モデルの適格性確認を行ったか。</li> <li>- これまでグレーデットアプローチを適用してきた核燃料施設等の審査実績も踏まえた上で、施設の特徴・安全上の重要度に応じた、より実効的なグレーデットアプローチを検討しつつ、核燃料施設等の審査を行ったか。</li> <li>- 廃止措置の状況を審査、検査等によって確認ができたか。</li> <li>- 東海再処理施設について、監視チーム会合等を通じ、廃止措置の実施状況の監視を適時適切に実施したか。</li> <li>- 中深度処分に係る審査ガイドを整備したか。</li> <li>- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する基本方針に基づき、調査の進捗に応じ、必要な検討を進めたか。</li> <li>- 原子炉等規制法（核セキュリティ、保障措置関連を除く）について、関係部署と必要な情報共有等を行い、3S 各々の審査を適切に進めたか。</li> </ul>         |       |         |         |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画 |                                     |                                 |
| 達成手段<br>(開始年度) |  | 予算額計（執行額）(百万円)   |       |         |         | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する<br>定性指標      | 達成手段の概要等                            | 令和 4 年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |  | 平成 30 年度   | 令和元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度        |                   |                                     |                                 |
| (1)            | 試験研究炉等の原子  | 30   | 25    | 23      | 21      | 21             | 4,6               | 原子炉等規制法に基づき、核燃料施設等に係る審査及び検査を実施するととも | 0010                            |

|     |  |              |              |                |                |      |     |  |      |
|-----|--|--------------|--------------|----------------|----------------|------|-----|--|------|
|     | 力の安全規制<br>(平成 23 年度)   | (13)         | (12)         | (10)           | (12)           |      |     | に、原子炉主任技術者試験を実施する。<br>具体的には、施設設置の許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査に加え、原子力規制検査等の法定検査を通じて当該施設の安全を確認する。   |      |
| (2) | 原子力規制検査の体制整備事業<br>(旧：発電炉運転管理分野(検査・運転管理)の規制高度化事業)<br>(平成 23 年度)           | 67<br>(42)   | 292<br>(239) | 211<br>(159)   | 125<br>(72)    | 145  | 4,6 | 令和 2 年 4 月に施行された新検査制度の効果的な実施、また継続的改善のための施策を実施する。米国におけるリスク情報活用の手法や検査への応用について関係する海外機関の協力を仰ぎ、調査研究を行う。国際会議への参加及び海外規制機関との交流により、国際的な検査の最新知見等を収集するほか、検査官の意識調査等を行い検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の検討に資する。検査の運用を効率化させるシステムの整備・保守を行う。また、人的・組織的要因の体系的考慮に係る規制研究を行い検査への活用を図る。       | 0011 |
| (3) | 原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業<br>(平成 23 年度)                                      | 320<br>(253) | 251<br>(214) | 230<br>(185)   | 230<br>(221)   | 257  | 5   | 国内外の事故・トラブル情報、規制の動向等の原子力安全に係る情報を収集・整理するとともに、規制への反映の要否等の検討に資するべく分析・評価を行い、その結果を技術情報検討会、原子力規制委員会及び原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会に付す。また、海外との情報共有や、最新情報を集約した定期的な刊行物を作成し、原子力規制委員及び原子力規制庁職員への情報提供を行う。  | 0012 |
| (4) | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業<br>(旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)<br>(平成 26 年度) | 837<br>(762) | 987<br>(697) | 1,236<br>(755) | 1,152<br>(935) | 1061 | 5   | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等(燃料デブリ(核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの)をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等)を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。 | 0013 |
| (6) | 放射性物質の輸送・貯蔵に係る安全規制の高度化事業<br>(平成 23 年度)                                   | 100<br>(92)  | 94<br>(97)   | 93<br>(68)     | 88<br>(25)     | 83   | 5   | 使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。<br>さらに、輸送については、国際輸送規則の改訂検討及び国内の運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討等を行い規制の高度化に係る知見を取得する。<br>また、最新の知見や技術に対応できるように遮蔽解析評価手法の整備及び検証解析を行う。  | 0014 |

|      |  |                  |                  |                  |                |       |   |  |      |
|------|--|------------------|------------------|------------------|----------------|-------|---|--|------|
| (7)  | 原子力施設における地質構造等に係る調査・研究事業<br>(平成 25 年度)                 | 37<br>(35)       | 469<br>(405)     | 319<br>(307)     | 354<br>(343)   | 368   | 5 | 活断層の認定及び変位・変形の成因の評価として、鉱物脈及び断層破碎物質の化学組成等を分析するとともに、両者の構造及び切断関係を三次元的に把握して断層面を認定する。また、地震以外に起因した変位・変形の物理・化学的特徴を把握するため、せん断面や変形構造内部の粘土鉱物、炭酸塩鉱物等の結晶構造等を分析するとともに、これらの特徴と活断層との比較から、変位・変形の成因を評価する。また、活断層の活動履歴の評価として、約 40 万年前以降の断層の活動性を評価するため、火山灰に含まれる鉱物の化学組成から火山灰を同定し、噴出年代を精緻化する。また、海域活断層の活動履歴を評価するため、地震に起因する斜面崩壊堆積物の年代の把握及び隆起した地形等の形成年代を分析する。 | 0015 |
| (8)  | 燃料破損に関する規制高度化研究事業<br>(旧：燃料設計審査分野の規制研究事業)<br>(平成 26 年度) | 1,153<br>(945)   | 237<br>(160)     | 981<br>(885)     | 984<br>(866)   | 715   | 5 | 燃料の燃焼が進むことにより、現行規制基準類の策定当時には観察されていなかった燃料破損挙動が異常な過渡変化や設計基準事故を模擬した試験において観察されている。そこで、燃料の安全性をより確かなものとするため、発電炉で使用された燃料を用いて事故模擬試験等を実施し、燃料破損挙動に及ぼす高燃焼度化の影響等を調べ、現行規制基準類の妥当性確認及び審査時の技術的判断根拠に資する技術知見を取得する。   | 0016 |
| (9)  | 原子力施設における外部事象等に係る安全規制研究事業<br>(平成 23 年度)                | 1,960<br>(1,857) | 1,693<br>(1,540) | 1,362<br>(1,195) | 1,358<br>(989) | 1,399 | 5 | 原子力施設の安全規制を的確に実施するため、地震・津波等の外部事象等に係る評価について知見を取得し、規制基準等の策定や見直しを行う。ハザード関連の研究として、地震・津波の発生源の規模及び頻度、並びにその作用（地震動及び津波水位）に係る評価モデルの不確かさに係る調査・研究を行う。また、脆弱性関連の研究として、地震・津波の外部事象等が構造物・機器等へ与える損傷度合いの評価に係る調査・研究を行う。   | 0017 |
| (10) | 核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業<br>(平成 23 年度)                      | 230<br>(171)     | 251<br>(200)     | 91<br>(73)       | 71<br>(46)     | 68    | 5 | MOX 燃料加工施設及び再処理施設の検査等に資するため、これらの施設に係るリスク情報の整理を行う。その一環として、これらの施設の重大事故に関連する事故シナリオとして、以下について関連するリスク情報を蓄積する。<br>①冷却機能喪失による蒸発乾固事象<br>②グローブボックス火災  | 0018 |
| (11) | 放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備事業<br>(平成 15 年度)             | 70<br>(63)       | 70<br>(61)       | 84<br>(43)       | 63<br>(45)     | 60    | 5 | 放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。   | 0020 |

|      |  |                  |                |                |                  |     |     |  |      |
|------|--|------------------|----------------|----------------|------------------|-----|-----|--|------|
| (12) | 原子炉施設等の規制<br>基準整備事業<br>(平成 23 年度)                                      | 56<br>(45)       | 82<br>(71)     | 83<br>(70)     | 77<br>(55)       | 44  | 5   | 民間規格の技術評価を行い、技術評価書を作成すると共に、規則解釈等を改正し技術評価を行った民間規格を引用する。国内外の法令・民間規格等の動向を総合的に調査・分析し、規則解釈等への反映の要否を検討する。また、IAEA 安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、IAEA 安全基準策定に係る IAEA の関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA 安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。   | 0021 |
| (13) | 技術基盤分野の規制<br>高度化研究事業(リス<br>ク情報の活用)<br>(平成 23 年度)                       | 291<br>(92)      | 290<br>(234)   | 315<br>(264)   | 317<br>(276)     | 336 | 5,7 | 確率論的リスク評価 (PRA) に係る最新知見、評価手法及び解析モデルの整備を行い、検査制度における新たな監視・評価等にリスク情報を活用するとともに、PRA に係る技術的知見を蓄積する。具体的には、検査での指摘事項 (不適合の発見) の重要性を評価するための指標及びリスク評価ツール、検査で活用する原子力発電所毎のリスク情報等を整備する。また、地震、津波、火災、溢水等の事象の発生を対象に、最新知見を踏まえた原子力発電所のリスクを評価する手法を整備する。  | 0022 |
| (14) | 発電炉設計審査分野<br>の規制研究事業<br>(平成 23 年度)                                     | 1,321<br>(1,189) | 1,021<br>(896) | 1,091<br>(943) | 1,241<br>(1,144) | 933 | 5   | 発電用軽水型原子炉の最新知見を反映した設計基準事故の安全評価手法を用いた妥当性確認を行うための解析コードの開発・改良、熱流動実験による事故時等の現象の把握及び解析を行うとともに、デジタル式安全保護装置の共通原因故障対策等に係る技術的知見の拡充、並びに火災時の安全機能への影響を評価する手法及び原子炉格納容器の総合的安全裕度評価手法の整備を行う。高速炉の多量の放射性物質等を放出する事故時挙動及びその事故の拡大防止策の有効性に関する知見を得るため、除熱源喪失事象発生時の炉心冷却挙動、原子炉停止機能喪失時の炉心損傷挙動、炉心損傷時の溶融進展挙動と除熱挙動及び原子炉容器、格納容器の応答挙動に関する技術的知見を取得する。これにより、既設炉の規制に加え、次世代炉に関する将来的な規制にも柔軟に対応できるようにする。 | 0023 |
| (15) | 大規模噴火のプロセ<br>ス等の知見整備に係<br>る研究事業<br>(旧:火山影響評価に<br>係る研究事業)<br>(平成 26 年度) | 447<br>(427)     | 408<br>(372)   | 470<br>(425)   | 573<br>(442)     | 506 | 5   | カルデラ火山を主とした大規模噴火の準備過程をより詳細に調査する。具体的には、噴火に至るまでのマグマ溜まりの時空間変化、この変化を捉える物理探査手法等に関する調査・研究を実施する。さらに、これまでも実施してきた地質学的、岩石学的、地球物理・地球化学的調査を拡充し知見の充実を図る。  | 0024 |
| (16) | 原子力規制高度化研<br>究拠出金<br>(平成 26 年度)  | 225<br>(192)     | 296<br>(228)   | 262<br>(158)   | 241<br>(190)     | 255 | 5   | 原子力施設の規制基準への適合性を確認するためには、的確な規制判断の根拠となる基盤技術を確立するとともに、原子力規制を高度化していく必要がある。そのため、各国との共通の技術課題について国際共同研究事業に参画し、原子力規制委員会が実施する安全研究に必要な技術的知見を取得する。   | 0025 |

|      |  |        |              |              |                |       |   |  |      |
|------|--|--------|--------------|--------------|----------------|-------|---|--|------|
| (17) | (再掲)<br>原子力の安全研究体制の充実・強化事業<br>(令和元年度)          | -<br>- | 823<br>(813) | 800<br>(738) | 954<br>(808)   | 590   | 5 | 原子力規制委員会では、研究機関や大学等、外部への委託・請負を中心に安全研究を行っているため、研究職員が携わる内容が制限されることや研究ノウハウが蓄積されにくいこと等の課題がある。このため、原子力規制に必要な知見の整備及び研究職員の人材育成により研究体制の充実化を図るため、研究の在り方を見直し、技術支援機関（TSO）である日本原子力研究開発機構等との連携を強化するなど共同研究体制の充実・強化を図り、審査・検査等の規制ニーズに機動的に対応した安全研究の実施、研究職員の研究ノウハウの蓄積を行う。  | 0009 |
| (18) | 実機材料等を活用した経年劣化評価・検証事業<br>(令和2年度)               | -<br>- | -<br>-       | 904<br>(843) | 1,039<br>(995) | 1,078 | 5 | 原子力規制委員会は、運転期間延長認可申請に係る劣化状況評価及び高経年化技術評価の技術的妥当性確認、関連する技術基準等の技術的妥当性確認及び民間規格の技術評価に必要な技術的判断根拠を収集するため、原子力発電所における材料の経年劣化に関する知見を整備・拡充している。本事業では、長期間運転した原子力発電所の経年劣化を模擬的に付与するために行っている加速劣化試験結果に基づく材料の経年劣化予測評価の実機環境における経年劣化挙動に対する保守性の検証等を実施し、代表的な機器、構造物の健全性評価に関する知見を拡充する。   | 0026 |
| (19) | 使用済燃料等の輸送・貯蔵の分野における最新解析手法に係る評価手法の研究<br>(令和2年度) | -<br>- | -<br>-       | 54<br>(50)   | 120<br>(111)   | 198   | 5 | 最新知見に基づく遮蔽解析コードによる評価結果を用いた許認可申請が提出された際に、的確かつ迅速な基準適合性審査を実施するために、遮蔽解析コードのV&V手法及び評価結果の妥当性確認手法の知見拡充を実施する。遮蔽解析コードのV&V手法の知見拡充については、諸外国の動向や国内有識者の意見等を考慮し、許認可の場面での使用を想定したV&V実施手順案を作成する。手順案の適用性を確認するために、対象解析コードを選定し、手順案に沿ってコードの検証（Verification）作業を行い、その進捗も考慮しながらコードの妥当性確認（Validation）作業を行う。一連の作業結果を基に手順案の検証・考察を実施し、国内有識者の意見等を考慮しながら、V&V実施手順として確定させる。また、評価結果の妥当性確認手法の知見拡充については、前者でのコードの妥当性確認作業等を利用して検討を進め、V&V手法と併せて、審査に活用するための技術文書として整備する。 | 0027 |
| (20) | バックエンド分野の規制技術高度化研究事業<br>(令和3年度)                | -<br>- | -<br>-       | -<br>-       | 187<br>(172)   | 240   | 5 | 原子力発電所の廃止措置の進展等に伴って今後事業化が見込まれる中深度処分について、事業許可申請の審査の際の判断指標の整備に必要となる科学的・技術的知見の収集・整備を行う。自然現象の長期評価に関しては、地下水の流れの変化や地下環境に関する知見を取得するために、ボーリングによる地質・水質調査とシミュレーション等を行う。埋設施設の性能評価及び公衆の線量評価手法に関しては、放射性物質の漏出及び移動を抑制する機能を持つコンクリートや粘土のバリア材の特性に関する知見を取得するため、試験とシミュレーションを行う。地質環境、水理環境モニタリングに関しては、モニタリング期  | 0028 |

|            |  |                  |                  |                  |                   |       |   |   |           |
|------------|--|------------------|------------------|------------------|-------------------|-------|---|---|-----------|
|            |  |                  |                  |                  |                   |       |   | 間の終了後にモニタリングに用いたボーリング孔が放射性物質が移行する経路にならないように埋め戻したあと、これを確認する手法に必要な知見を取得するための調査・解析を行う。   |           |
| (21)       | 廃止措置等に関する規制運用技術研究事業<br>(令和3年度)                                     | -                | -                | -                | 103<br>(64)       | 134   | 5 | 原子力施設の解体等に伴い発生する新規のクリアランス対象物について、測定結果の定量評価における信頼性の確保のための要素技術の抽出、混合物の放射能濃度の定量評価に必要な要素技術の抽出を行い、クリアランスの認可・確認に係る科学的・技術的知見を整理する。<br>中深度処分対象廃棄体、研究施設等廃棄物等を対象に、安全評価上重要となるソースターム設定等の審査に必要な知見を蓄積するとともに、技術的留意点を整理する。また、後続規制の廃棄体確認における放射能濃度評価方法の妥当性に係る科学的・技術的知見を整理する。<br>廃止措置の潜在的危険性に応じた規制運用に資するため、廃止措置工事中の放射性物質の飛散、サイトに残存する放射性物質の評価等、廃止措置における危険性の高い活動評価に係る科学的・技術的知見を整理する。 | 0029      |
| (22)       | シビアアクシデント時の放射性物質放出に係る規制高度化研究事業(東京電力福島第一原子力発電所事故分析結果の反映)<br>(令和4年度) |                  |                  |                  |                   | 1,025 | 5 | 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を規制要件化するために活用する知見の整備のため、水素爆発、放射性物質の放出等に係る調査、実験、評価手法の整備等を行うことで、事故の調査・分析から得られた課題について更なる規制要件化の可否を検討する上で必要な技術的知見を取得する。<br>事故進展に応じた解析を行うことで現実的なプラント内の挙動や放射性物質の環境への放出等の情報を整備するとともに、防護措置に係る判断に必要な知見を取得する。また、人と環境への影響を評価する手法を高度化し、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤服用等について、より実効的な枠組みを検討するための知見を取得する。  | 新 22-0001 |
| 施策の予算額・執行額 |  | 9,224<br>(7,919) | 8,958<br>(7,426) | 9,926<br>(8,109) | 10,032<br>(8,398) |       |   |   |           |

| 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 |   |   |       |                                  |  |                |   |  |
|------------------------|---|---|-------|----------------------------------|--|----------------|---|--|
| 施策名                    | 3. 核セキュリティ対策の推進と保障措置の着実な実施  |   |       | 施策に係る内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022   | 政策評価<br>実施予定時期 | 2023年8月   |  |
| 施策の概要                  | ・核セキュリティ対策を推進するとともに、国際約束に基づく保障措置の着実な実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制を行う。<br>・核セキュリティ対策に係る規制を継続的に改善する。                                  |   |       | 目標設定の考え方・根拠                      | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022              |                |   |  |
| 達成すべき目標                | 次の取組を計画どおり実施することにより、核セキュリティが確保され、国際社会の信頼を維持することを目標とする。<br>(1) 核セキュリティ対策の推進<br>(2) 保障措置の着実な実施<br>(3) 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化 |   |       | 担当部局・作成責任者名                      | 放射線防護グループ<br>中村 振一郎 安全規制管理官(核セキュリティ担当)、寺崎 智宏 放射線防護企画課保障措置室長、吉川 元浩 安全規制管理官(放射線規制担当) |                |   |  |
| 政策体系上の位置付け             | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |   |       |                                  |  |                |   |  |
| 定量指標                   | 基準値<br>(基準<br>年度)   | 年度ごとの目標値  |       |                                  |  |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   |  |
|                        |   | 年度ごとの実績値  |       |                                  |  |                |   |  |
|                        |   | 平成30年度  | 令和元年度 | 令和2年度                            | 令和3年度  | 令和4年度          |   |  |
| 1                      | 核セキュリティ対策の推進<br>【PDCA 管理番号：3.<br>(1)】<br>(原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数)<br>〈アウトカム指標〉                                | -<br>(-)  | -     | 0                                | 0  | 0              | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の目的を踏まえ、核燃料物質を防護するための規制を通じて公共の安全が図られていることを示す指標として選定したもの。 |  |
|                        |   | 0   | 0     | 0                                | 0  |                |   |  |
| 定性指標                   |   | 目標  |       |                                  |  |                | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠   |  |
| 2                      | 令和4年度業務計画に定める核セキュリティ対策の推進に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：3.<br>(1)】   | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 核物質防護に係る原子力規制検査及び核物質防護規定の審査を厳正かつ適切に実施したか。</li> <li>- 検査及び審査の実績を踏まえて、核物質防護に係る規制の継続的な改善につなげることができたか。</li> <li>- 原子力発電所等における特定核燃料物質の盗取及び妨害破壊行為による同物質の漏えい事象の件数を0件に抑えたか。</li> <li>- 原子力規制事務所による日常的な監視を通じて把握した核物質防護上の気付き事項を踏まえ、本庁チーム検査等を効果的に実施したか。</li> <li>- 放射性同位元素等規制法に基づき、防護措置に係る検査等を着実に実施しているか。</li> <li>- 放射性同位元素等規制法に基づき、登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関が行う定期講習が適切に実施されるよう、必要な監督指導をしているか。</li> </ul> |       |                                  |  |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画   |  |

|                |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 核物質防護に係る現行の審査基準の規定に関して、国内外の動向等を踏まえつつ、規定すべき内容や記載の粒度等の見直しに向けた検討を行ったか。</li> <li>- 実用発電用原子炉施設及び再処理施設の情報システムセキュリティ対策強化に資する審査基準改正を踏まえ、検査に必要なガイド等の作成や体制整備を行ったか。</li> <li>- 核物質防護に係る審査及び検査について、確認すべき内容の整理を行うとともに、柔軟な運用について検討を行ったか。</li> </ul>           |             |              |                |                |                   |   |                               |
|----------------|--|--|-------------|--------------|----------------|----------------|-------------------|---|-------------------------------|
| 3              | 令和4年度業務計画に定める保障措置の着実な実施に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：3.(2)】<br>〈保障措置拡大結論の維持(アウトカム指標)を含む〉 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 日・IAEA 保障措置協定及びその追加議定書、二国間原子力協定並びに原子炉等規制法等の国内法令について、誠実に履行したか。</li> <li>- 指定保障措置検査等の実施及び情報処理機関の指導・監督を適切に行ったか。</li> <li>- 我が国の保障措置に係る取組について、国際的に発信したか。</li> </ul>   |             |              |                |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画 |   |                               |
| 4              | 令和4年度業務計画に定める原子力安全、核セキュリティ及び保障措置のインターフェースの強化に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：3.(3)】         | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 原子力安全、核セキュリティ及び保障措置の調和を図り、審査等及び検査等の業務を適切に行えたか。また、必要な改善を図れたか。</li> <li>- 核セキュリティ部門以外の検査官に対する核物質防護に関する教育の継続的な実施等、原子力規制事務所における核セキュリティへの理解をより深めることができたか。</li> <li>- 核物質防護事案を模擬した訓練において、セーフティとの連携や情報連絡等の視点を取り入れたか。関係部署間で効果的な連携を図ることができたか。</li> </ul> |             |              |                |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画 |   |                               |
| 達成手段<br>(開始年度) |  | 予算額計(執行額)(百万円)   |             |              |                | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する<br>定性指標      | 達成手段の概要等  | 令和4年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |  | 平成30年度   | 令和元年度       | 令和2年度        | 令和3年度          | 令和4年度          |                   |   |                               |
| (1)            | 試験研究炉等の核セキュリティ対策<br>(平成23年度)   | 38<br>(27)   | 37<br>(36)  | 37<br>(28)   | 32<br>(27)     | 34             | 2                 | 原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉施設及び核燃料物質等の使用施設の核物質防護規定に係る審査、核物質防護に係る検査等を実施するとともに、核物質防護規制の高度化等に資するため新核物質防護システム確立調査を実施する。また、核物質防護に関する国際的な基準は国際原子力機関(IAEA)における国際検討会合等で策定されるため、当該会合へ我が国として参画する。 | 0030                          |
| (2)            | 放射性同位元素使用施設等の安全規制<br>(旧：放射線障害防止対策に必要な経費)<br>(昭和33年度)                                   | 116<br>(105)   | 105<br>(77) | 136<br>(103) | 1,145<br>(887) | 45             | 2                 | 放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。             | 0042                          |

|     |                                       |                  |                  |                  |                  |       |     |   |      |
|-----|---------------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|-----|---|------|
|     | 保障措置の実施に必要な経費<br>(昭和 52 年度)           | 3,188<br>(3,184) | 3,547<br>(3,533) | 3,441<br>(3,421) | 3,407<br>(3,390) | 3,781 | 3,4 | 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。<br>①保障措置に関する情報処理業務<br>国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務<br>②保障措置検査等実施業務<br>保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部   | 0031 |
| (4) | 保障措置環境分析調査事業<br>(平成 8 年度)             | 570<br>(543)     | 617<br>(570)     | 569<br>(545)     | 451<br>(402)     | 362   | 3   | ①IAEA に認定されたネットワーク分析所として、IAEA の依頼に基づく、我が国を含む世界各地での査察等の際に収去された試料の分析<br>②新規分析手法の開発（ウラン及びプルトニウム粒子の精密同位体比分析）や既存分析手法の高度化   | 0032 |
| (5) | 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究事業<br>(平成 13 年度) | 35<br>(28)       | 32<br>(29)       | 73<br>(37)       | 87<br>(79)       | 371   | 3,4 | 大型混合酸化物燃料加工施設 (J-MOX) では、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立し、適切な保障措置を実施することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器（①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルク工程内MOX粉末・ペレットサンプル測定機器）を開発・設置する。   | 0033 |
| (6) | 国際原子力機関保障措置拠出金<br>(昭和 61 年度)          | 104<br>(98)      | 135<br>(135)     | 101<br>(101)     | 80<br>(80)       | 85    | 3   | 国際原子力機関 (IAEA) で実施している下記の 4 つの事業への拠出を通じ、IAEA における保障措置の高度化や普及に係る活動に参画することにより、最新の知見や情報を蓄積し、得られた知見等を国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に反映する。<br>・東京電力福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復に向けた保障措置手法の開発等への参画<br>・保障措置関係者の知識・技術向上のためのトレーニングに係るプログラム作成及び講師として参画<br>・我が国を含む加盟国が IAEA に対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画<br>・IAEA による保障措置手法の高度化のための統計的評価方法の構築等への参画<br>特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動 | 0034 |

|            |                               |                  |                  |                  |                  |     |   |   |      |
|------------|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-----|---|---|------|
|            |                               |                  |                  |                  |                  |     |   | が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保する。   |      |
| (7)        | 原子力発電施設等核物質防護対策事業<br>(平成15年度) | 113<br>(99)      | 114<br>(115)     | 114<br>(80)      | 103<br>(69)      | 100 | 2 | ①新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ取得<br>原子力発電所等におけるサイバー攻撃等の新たな脅威、輸送時の核セキュリティ及び最新の防護設備等について試験等による技術データ収集、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する。<br>②規制動向調査<br>原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析を行うとともに、国際原子力機関の会合参加や海外規制機関との交流を通じた情報収集、実態把握を実施する。   | 0035 |
| (8)        | 核物質防護検査体制の充実・強化事業(令和4年度)      | -<br>-           | -<br>-           | -<br>-           | 9<br>(2)         | 175 | 2 | ① 高機密性情報ネットワークの広域的な接続<br>核物質防護に関する機密性の高い情報を広域的に使用可能とするために本庁舎内で運用する高機密性情報ネットワークを更新強化し、極めて秘匿性の高い通信基盤を確立する。<br>② 本庁舎と現場の検査官を一体化する専用端末の配備<br>秘匿性の高い通信基盤で使用する専用端末を本庁舎と現場の検査官室(PC端末)、検査官(モバイル端末)に配備し、検査官が映像、音声、位置情報等を活用しながら本庁舎及び現場の検査官がリアルタイムで評価する高度な検査を実現する。<br>③ 高度な検査に必須な環境整備<br>現場の検査官が日常的な検査を実施するために必要な検査官室の防護対策を行う。 | 0036 |
| 施策の予算額・執行額 |                               | 4,048<br>(3,978) | 4,481<br>(4,417) | 4,334<br>(4,212) | 5,314<br>(4,936) |     |   |   |      |

| 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 |  |   |       |                                  |   |                |                               |  |
|------------------------|--|---|-------|----------------------------------|---|----------------|-------------------------------|--|
| 施策名                    | 4. 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉の安全確保と事故原因の究明  |   |       | 施策に係る内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の基本方針<br>2022   | 政策評価<br>実施予定時期 | 2023年8月                       |  |
| 施策の概要                  | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の監視等を着実に実施する。   |   |       | 目標設定の考え方・根拠                      | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022   |                |                               |  |
| 達成すべき目標                | 以下の取組を計画どおり実施することで、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業の安全を確保し、事故原因を究明することを目標とする。<br>(1) 廃炉に向けた取組の監視<br>(2) 事故の分析<br>(3) 放射線モニタリングの実施 |   |       | 担当部局・作成責任者名                      | 技術基盤グループ<br>田口 清貴 安全技術管理官(システム安全担当)<br>放射線防護グループ<br>村山 綾介 監視情報課長、竹本 亮 放射線環境対策室長<br>原子力規制部<br>竹内 淳 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、高須洋司 安全規制管理官(専門検査担当) |                |                               |  |
| 政策体系上の位置付け             | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること   |   |       |                                  |   |                |                               |  |
| 定量指標                   | 基準値<br>(基準年度)  | 年度ごとの目標値  |       |                                  |   |                | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |  |
|                        |  | 年度ごとの実績値  |       |                                  |   |                |                               |  |
|                        |  | 平成30年度  | 令和元年度 | 令和2年度                            | 令和3年度   | 令和4年度          |                               |  |
| 1                      | 事故の分析(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会の開催回数)<br>【PDCA管理番号:4.(2)】  | -<br>(-)  | -     | -                                | 5回  | 5回             | 5回                            | 着実に事故分析を進めるためには、継続的な現場調査を実施し、東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会での議論等が必要となるため。 |
|                        |  | -   | 5回    | 8回                               | 9回  |                |                               |  |
| 2                      | 国内外への発信(国内学協会等又は海外規制機関等の会合への参加回数)<br>【PDCA管理番号:4.(2)】  | -<br>(-)  | -     | -                                | -   | 3回             | 6回                            | 事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信するため。   |
|                        |  | -   | -     | -                                | -   | 12回            |                               |  |
| 定性指標                   |  | 目標  |       |                                  |   |                | 測定指標の選定理由及び目標の設定の根拠           |  |
| 3                      | 令和4年度業務計画に定める廃炉に向けた取組の監視に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA管理番号:4.(1)】  | - 東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップ(2022年3月版)に示した事項について、遅延なく進められるよう監視・指導することができたか。特に、本マップにおいて令和4年度内の主要な目標全てについて、東京電力に対し、特定原子力施設監視・評価検討会等の場において必要な指摘を行い、その指摘に対する取組状況等を確認できたか。<br>- 実施計画の変更認可申請に対する審査について、東京電力福島第一原子力発電所における廃炉作業の円滑な進捗の律速とならないよう、厳正かつ適切に実施できたか。また、実施計画の遵守状況の検査を適切に実施できたか。<br>- 実施計画に記載すべき事項について文書化できたか。 |       |                                  |   |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画             |  |
| 4                      | 令和4年度業務計画に定める事故の分析に係る各種の取組の進   | - 決定した方針に基づき、必要な現地調査、検討会等により事故分析を進めることができたか(東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会を5回以上開催)。  |       |                                  |   |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画             |  |

|                | <p>捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：4. (2)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 事故調査・分析の検討内容を報告書に取りまとめることができたか。</li> <li>- 積極的に事故調査・分析の検討内容について、国内外に発信することができたか。</li> <li>- JAEA との協働により事故調査・分析で収集・蓄積した情報のデータベース化の取り組みを進めることができたか。</li> <li>- 国内外への発信として、国内学協会等又は海外規制機関等の会合に参加できたか（会合に 3 回以上参加）。</li> <li>- 連絡・調整会議等において、関係機関との調整を行い、事故分析のための調査と廃炉作業の整合を図り、円滑な進捗に資することができたか。</li> </ul> |                     |                  |                  |                  |                |              |  |                                 |
|----------------|---|---------------------|------------------|------------------|------------------|----------------|--------------|--|---------------------------------|
| 5              | <p>令和 4 年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況</p> <p>【PDCA 管理番号：4. (3)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- モニタリング調整会議の下、関係省庁と連携し、ALPS 処理水に関する海域モニタリングその他の陸域・海域の環境放射線モニタリングを実施し、その結果を遅滞なく公表したか。</li> <li>- 福島県を中心に整備しているリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストについて、事業の継続性に留意しつつ維持・管理を実施したか。</li> </ul>   | 令和 4 年度原子力規制委員会業務計画 |                  |                  |                  |                |              |  |                                 |
| 達成手段<br>(開始年度) |   | 予算額計（執行額）(百万円)      |                  |                  |                  | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する<br>定性指標 | 達成手段の概要等   | 令和 4 年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |   | 平成 30 年度            | 令和元年度            | 令和 2 年度          | 令和 3 年度          |                |              |  |                                 |
| (1)            | <p>(再掲)</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業に係る安全研究事業<br/>(旧：燃料デブリの臨界管理に係る評価手法の整備事業)<br/>(平成 26 年度)</p>   | 851<br>(767)        | 987<br>(697)     | 1,236<br>(755)   | 1,152<br>(935)   | 1,061          | 3,4          | 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業において発生している多様な放射性廃棄物等（燃料デブリ（核燃料と炉内構造物やコンクリート等の構造物が溶融し再度固化したもの）をはじめ、事故で破損した核燃料やガレキ等）を安全上適切に処理・管理・輸送するための技術的な着眼点を抽出するため、調査・解析・実験を実施することで廃炉作業の安全性向上に資する基礎データを蓄積する。また、廃炉作業の進捗に伴い可能となった現地調査や事故試料分析等を継続的に行うことで、廃炉作業の安全性や今後の原子力規制向上に資する知見を取得する。 | 0013                            |
| (2)            | <p>環境放射能水準調査等事業<br/>(昭和 50 年度)</p>  | 2,264<br>(2,093)    | 1,882<br>(1,768) | 2,010<br>(1,993) | 2,423<br>(2,189) | 1,750          | 5            | 47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。   | 0037                            |
| (3)            | <p>海洋環境放射能総合評価事業<br/>(昭和 58 年度)</p>   | 799<br>(790)        | 851<br>(849)     | 856<br>(856)     | 861<br>(861)     | 877            | 5            | 原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。   | 0038                            |
| (4)            | <p>避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業<br/>(平成 25 年度)</p>  | 116<br>(113)        | 115<br>(100)     | 116<br>(95)      | 103<br>(98)      | 98             | 5            | <p>今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。</p> <p>①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリングを実施する。</p> <p>②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。</p>   | 0039                            |
| (5)            | <p>原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金</p>   | 800<br>(800)        | 800<br>(800)     | 800<br>(800)     | 800<br>(800)     | 800            | 5            | 福島県が東日本大震災による原子力災害に伴い放出された環境中の放射性物質又は放射線の水準の監視及び測定を行うための基金の造成に必要な経費に充てるための交付金を交付する。  | 0139<br>(復興庁)                   |

|            |                              |                  |                  |                  |                  |       |   |  |               |
|------------|------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|---|--|---------------|
| (6)        | 放射性物質環境汚染状況監視等<br>調査研究に必要な経費 | 1,328<br>(1,233) | 1,313<br>(1,229) | 1,221<br>(1,133) | 1,191<br>(923)   | 1,175 | 5 | 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。<br>具体的には、①環境モニタリングホームページの運営、②地上からの空間放射線量率の分布状況の調査、③航空機による空間線量率の広域調査、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④ALPS 処理水放出に関連する海域モニタリング、⑤IAEA との分析機関間比較、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査を実施する。 | 0140<br>(復興庁) |
| (7)        | 環境放射線測定等に必要な経費               | 1,118<br>(948)   | 1,137<br>(1,030) | 1,086<br>(1,006) | 1,453<br>(1,420) | 1,498 | 5 | 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に整備したリアルタイム線量測定システム及び可搬型モニタリングポストの常時正常稼働の維持、移設又は撤去、稼働状況の調査を行い、測定した放射線量を公表し、国民に対して正確な情報を継続して提供を行う。   | 0141<br>(復興庁) |
| 施策の予算額・執行額 |                              | 7,292<br>(6,744) | 7,099<br>(6,473) | 7,760<br>(6,638) | 7,998<br>(7,226) |       |   |  |               |

| 令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表 |   |   |          |                                   |                 |  |                    |                               |   |
|------------------------|---|---|----------|-----------------------------------|-----------------|--|--------------------|-------------------------------|---|
| 施策名                    |   | 5. 放射線防護対策及び緊急時対応の的確な実施   |          | 施策に関する内閣の重要政策<br>(施政方針演説等のうち主なもの) |                 | 原子力規制委員会設置法<br>経済財政運営と改革の<br>基本方針 2022   | 政策評価<br>実施予定時<br>期 | 2023年8月                       |   |
| 施策の概要                  |   | <ul style="list-style-type: none"> <li>最新知見に基づく放射線防護対策を推進する。</li> <li>放射性同位元素等の利用の安全の確保に向け、放射性同位元素等規制法に係る規制を厳正かつ適切に実施する。</li> <li>放射性同位元素等規制法に係る規制を継続的に改善する。</li> <li>東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、原子力災害対策指針など緊急時対応のための制度を継続的に改善する。</li> <li>原子力規制委員会における平時・緊急時の危機管理体制を整備し、運用するとともに、放射線モニタリング体制を整備・維持する。</li> </ul> |          | 目標設定の考え方・根拠                       |                 | 原子力規制委員会設置法<br>原子力規制委員会設置法に対する衆議院附帯決議<br>及び参議院附帯決議<br>経済財政運営と改革の基本方針 2022  |                    |                               |   |
| 達成すべき目標                |   | <p>以下の取組を計画どおり実施することにより、適切な放射線防護対策がなされ、放射性同位元素等の利用の安全が確保され、緊急時対応が的確に実施できるようにすることを目標とする。</p> <p>(1) 放射線防護対策の推進<br/>(2) 放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善<br/>(3) 原子力災害対策指針の継続的改善<br/>(4) 危機管理体制の整備・運用<br/>(5) 放射線モニタリングの実施</p>  |          | 担当部局・作成責任者名                       |                 | 長官官房<br>足立 敏通 情報システム室長、杉本 孝信 緊急事<br>案対策室長<br>放射線防護グループ<br>新田 晃 放射線防護企画課長、村山 綾介 監視情報<br>課長、竹本 亮 放射線環境対策室長、寺崎 智宏 放<br>射線防護企画課保障措置室長、中村 振一郎 安全規<br>制管理官(核セキュリティ担当)、吉川 元浩 安全規<br>制管理官(放射線規制担当) |                    |                               |   |
| 政策体系上の位置付け             |   | 原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること  |          |                                   |                 |  |                    |                               |   |
| 定量指標                   |   | 基準値<br>(基準年度)   | 年度ごとの目標値 |                                   |                 |  |                    | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 |   |
|                        |   |   | 年度ごとの実績値 |                                   |                 |  |                    |                               |   |
|                        |   |   |          | 平成30年度                            | 令和元年度           | 令和2年度  | 令和3年度              |                               | 令和4年度   |
| 1                      | 危機管理体制の整備・運用<br>(緊急時対応業務に従事する<br>職員の緊急時対応業務に従事<br>する割合が、業務全体の5%以<br>上)<br><b>【PDCA 管理番号: 5.(4)】</b> | -   | (-)      | -                                 | -               | 5%   | 5%                 | 5%                            | 「緊急時即応」は原子力規制委員会の活動原則の一つであるため、緊急時対応能力を維持・向上<br>させることが必要である。このため、緊急時対応業務に従事する職員が、月1日以上訓練、研修<br>等に従事し、業務全体に占める緊急時対応業務の割合を5%以上とすることを目標値とする。  |
|                        |   |   |          | -                                 | -               | 6%   | 6%                 |                               |   |
| 2                      | 危機管理体制の整備・運用<br>(原子力事業者防災訓練の確<br>認)<br><b>【PDCA 管理番号: 5.(4)】</b>                                    | -   | (-)      | 39事業所<br>/39事業所                   | 39事業所<br>/39事業所 | 39事業所<br>/39事業所  | 39事業所<br>/39事業所    | 39事業所<br>/39事業所               | 原子力災害対策特別措置法により、原子力事業者は防災訓練の結果を原子力規制委員会に報告す<br>ることが義務付けられており、防災基本計画では、原子力規制委員会が当該訓練の評価を行うこ<br>ととされている。このため、原子力事業者の訓練を確認・評価する仕組みを構築し、原子力事業<br>者に改善を促し、原子力事業者の自主的な努力のもとで緊急事態対応能力を向上させる必要があ<br>るため、令和3年度の原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施することを目標値とす |
|                        |   |   |          | 39事業所<br>/39事業所                   | 39事業所<br>/39事業所 | 38事業所<br>/39事業所  | 39事業所<br>/39事業所    |                               |   |

|   |   |  |        |        |        |        |  |   |
|---|---|--|--------|--------|--------|--------|--|---|
|   |   |  |        |        |        |        |  | る。  |
| 3 | 放射線モニタリングの実施<br>(全都道府県の環境放射能水準調査結果の公表)<br>【PDCA 管理番号：5.(5)】                 | -<br>(-)   | 365 日分 | 366 日分 | 365 日分 | 365 日分 |  | 原子力規制委員会設置法に基づき、放射能水準の把握のための監視及び測定に関する事務を行っており、全都道府県の環境放射能水準調査の結果を 365 日分遅滞なく公表することを目標値とする。 |
|   | 定性指標  |  | 目標     |        |        |        |  | 測定指標の選定理由<br>及び目標の設定の根拠   |
| 4 | 令和 4 年度業務計画に定める放射線防護対策の推進に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：5.(1)】                 | - 放射線審議会の調査審議の取りまとめに貢献するとともに、関係省庁との適切な情報共有に努めたか。<br>- 岩石等に含まれる天然の放射性核種からの放射線防護の在り方について検討を進めたか。   |        |        |        |        |  | 令和 4 年度原子力規制委員会業務計画   |
| 5 | 令和 4 年度業務計画に定める放射性同位元素等規制法に係る規制の実施及び継続的改善に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：5.(2)】 | - 放射性同位元素等規制法に基づき、審査・検査を厳正かつ適切に実施しているか。<br>- ガイド整備を着実に進めたか。<br>- IRRS フォローアップミッションの指摘等を踏まえ、必要な対策を実施できたか。各々の規制現場における気付き事項等の共有等、厚生労働省との連携を実施できたか。  |        |        |        |        |  | 令和 4 年度原子力規制委員会業務計画   |
| 6 | 令和 4 年度業務計画に定める原子力災害対策指針の継続的改善に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：5.(3)】            | - 原子力災害対策の円滑な実施を確保するため、原子力災害対策指針等の見直しに係る検討を行ったか。<br>- 防災業務関係者の放射線防護対策等に関する事項について、原子力災害対策指針の改正を行ったか。<br>- 甲状腺被ばく線量モニタリングの実施に係るマニュアルについて、最新の知見等を踏まえた検討を行い、実施マニュアルを作成したか。<br>- 「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染検査マニュアル」について、最新の知見等を踏まえた改正を行ったか。<br>- モニタリングの技術的事項について有識者及び自治体の意見を取り込みつつ、引き続き検討し、放射能測定法シリーズの改訂、平常時モニタリング・緊急時モニタリングの補足参考資料の改訂等を計画的に実施したか。<br>- EAL 会合を立ち上げ、必要回数の会合を開催するなど、計画的に検討を進め、十分な議論ができたか。<br>- EAL 会合の議論を通じて EAL 見直し案を策定できたか。   |        |        |        |        |  | 令和 4 年度原子力規制委員会業務計画   |
| 7 | 令和 4 年度業務計画に定める危機管理体制の整備・運用に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA 管理番号：5.(4)】               | - 危機管理用通信ネットワーク設備・システムの強化に向けて、着実に設備整備を進めたか。<br>- 緊急時対策支援システムを適切に維持・管理し、原子力事業者側の設備更新に合わせたシステムの機能改良ができたか。また、令和 6 年度のシステム更改に向けた準備を確実に実施できたか。<br>- 緊急時に判断が求められるオフサイト系対応の課題について検討を行ったか。<br>- 放射線モニタリング情報共有・公表システムについて、安定的な運用を行うとともに、運用を通じて顕在化した課題の解消に向けた改修等を着実に進めたか。<br>- 緊急時対応に係る訓練基本方針を踏まえ、各機能班に共通する訓練・研修を示せたか。<br>- 各機能班要員は、自身が参加する訓練・研修を明確化したか。<br>- 緊急時対応業務に関する業務目標の設定（業務全体の 5%）及び人事評価等必要なマネジメントを行ったか。<br>- オンサイトとオフサイト間の組織的連携の強化に資する訓練を、四半期に一度程度実施したか。<br>- あらかじめ設問を整理した上で、それに関するオフサイト系の対応について高度な意思決定能力を養成するための訓練を、四半期に一度程度実施したか。<br>- 緊急時対応能力の維持・向上のため、危機管理体制について、関連するマニュアル等（防護措置の判断に資するための「緊急時対応技術マニュアル」（仮称を含む。）の整備・見直しを実施できたか。また、令和 4 年度の放射性物質の輸送時の緊急時対応訓練を実施して抽出された課題について検討を行ったか。 |        |        |        |        |  | 令和 4 年度原子力規制委員会業務計画   |

|                |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 令和4年度原子力事業者防災訓練を全39事業所において実施できたか。</li> <li>- 原子力事業者防災訓練については、緊急時対応に係る訓練等のあり方検討において訓練のあり方や規制当局の関与について整理を進めたか。また、この結果を踏まえた対策を適宜講じつつ、令和4年度原子力事業者防災訓練の実施・評価を行うことができたか。</li> <li>- 原子力災害対策中央連絡会議及び原子力災害対策地域連絡会議を適時開催し、関係省庁、原子力事業者等との連携を強化できたか。</li> <li>- 各支援センターへの各種支援を行うとともに、原子力災害医療体制の充実・強化に向けた取組を行ったか。また、必要に応じてマニュアルの改正等を行ったか。</li> </ul> |              |              |              |                |                   |   |                               |
|----------------|--|---|--------------|--------------|--------------|----------------|-------------------|---|-------------------------------|
| 8              | 令和4年度業務計画に定める放射線モニタリングの実施に係る各種の取組の進捗状況<br>【PDCA管理番号：5.(5)】 | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 47都道府県における環境放射能水準調査の結果を、365日分遅滞なく公表することができたか。</li> <li>- 放射線監視設備・資機材について、適切に配置の見直し、更新及び修繕等を行うことができたか。</li> <li>- 原子力規制庁及び地方公共団体職員に対する研修・訓練を効果的に行うことができたか。</li> </ul>   |              |              |              |                | 令和4年度原子力規制委員会業務計画 |   |                               |
| 達成手段<br>(開始年度) |  | 予算額計(執行額)(百万円)  |              |              |              | 当初予算額<br>(百万円) | 関連する<br>定性指標      | 達成手段の概要等  | 令和4年度<br>行政事業<br>レビュー<br>事業番号 |
|                |  | 平成30年度  | 令和元年度        | 令和2年度        | 令和3年度        |                |                   |   |                               |
| (1)            | 放射線安全規制研究戦略的推進事業<br>(平成29年度)                               | 352<br>(283)  | 324<br>(275) | 289<br>(189) | 214<br>(160) | 213            | 4                 | 放射線安全規制研究戦略的推進事業は、放射線障害防止に係る規制等を最新・最善のものにするため、年度毎に原子力規制委員会が示す業務計画に基づいて、規制等の改善に資する知見を継続的に創出する事業である。具体的には、これまでの放射線安全規制研究戦略的推進事業で得られた研究成果・知見を踏まえ、放射線防護体系の高度化に関する調査事業、被ばく線量評価体系の高度化に関する研究及び放射線健康リスクに関する研究を、主体的に推進し、必要となる科学的・技術的知見を取得し、蓄積する。さらに、放射線防護に係る最新の国際的な要件等を我が国法令等へ導入するために必要な技術的基準及び技術基盤の整備に向けた研究を推進する。   | 0040                          |
| (2)            | 原子力発電施設等従事者追跡健康調査事業<br>(平成2年度)                             | 170<br>(170)  | 152<br>(152) | 145<br>(136) | 110<br>(110) | 110            | 5                 | 原子力発電施設等の放射線業務従事者(過去に従事した者を含む)を対象に、低線量放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のガンにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など(交絡因子)が結果を歪めており、放射線の影響が純粋に反映されていない可能性があることが示唆された。このため、放射線による健康影響をより直接的に評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。そのため、交絡因子の情報を調査した上で、ガン死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないガンの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計を行い、同集団に基づく関連情報の集計作業を行うこととする。本調査により得られた結果は、公開で開催する報告会等において積極的に発信していく。 | 0041                          |

|     |  |                  |                  |                  |                  |       |   |  |      |
|-----|--|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|---|--|------|
| (3) | (再掲)<br>放射性同位元素使用施設等の<br>安全規制<br>(旧：放射線障害防止対策に必<br>要な経費)<br>(昭和 33 年度) | 116<br>(105)     | 105<br>(77)      | 136<br>(103)     | 1,145<br>(887)   | 45    | 5 | 放射線障害を防止し、及び特定放射性同位元素を防護して、公共の安全を確保<br>するため、放射性同位元素等規制法に基づく規制等を着実に実施する。具体的<br>には、放射性同位元素等の許認可、及び特定放射性同位元素の防護のために必<br>要な措置をとるに当たり、着実かつ効率的な審査、計画的かつ効果的な立入検<br>査、特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行う。  | 0042 |
| (4) | (再掲)<br>環境放射能水準調査等事業<br>(昭和 50 年度)                                     | 2,264<br>(2,093) | 1,882<br>(1,768) | 2,010<br>(1,993) | 2,423<br>(2,189) | 1,750 | 8 | 47 都道府県における環境放射能調査及び 47 都道府県において実施困難な高度<br>かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。   | 0037 |
| (5) | (再掲)<br>海洋環境放射能総合評価事業<br>(昭和 58 年度)                                    | 799<br>(794)     | 851<br>(849)     | 856<br>(856)     | 861<br>(861)     | 877   | 8 | 原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び<br>海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本<br>業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を<br>行う。   | 0038 |
| (6) | (再掲)<br>避難指示区域等における環境<br>放射線モニタリング推進事業<br>(平成 25 年度)                   | 116<br>(113)     | 115<br>(100)     | 116<br>(95)      | 103<br>(98)      | 98    | 8 | 今後避難指示区域等の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、<br>次の内容を実施する。<br>①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細かな放射線モニタリングを実施する<br>とともに、住民の行動パターンを想定し、生活行動パターンに沿ったモニタリ<br>ングを実施する。<br>②①で得られた結果と原子力規制庁が実施する詳細モニタリング結果を活用<br>した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。                                  | 0039 |
| (7) | 放射能調査研究に必要な経費<br>(昭和 32 年度)  | 1,474<br>(1,289) | 1,592<br>(1,141) | 1,519<br>(1,426) | 904<br>(885)     | 1,171 | 8 | 米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環<br>境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁<br>において実施する。<br>①米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査<br>②輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究<br>③大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究<br>④離島等の放射性物質監視測定<br>(関係省庁：原子力規制庁、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、<br>防衛省) | 0043 |
| (8) | 放射線モニタリング等人材育<br>成事業<br>(平成 2 年度)                                      | 237              | 239              | 242              | 227              | 227   | 8 | 緊急時のモニタリング体制の充実強化を図るため、地方公共団体の職員等へ以<br>下の研修を行う。<br>①環境放射能分析研修<br>平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対し<br>て環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。  | 0044 |

|      |  | (237)            | (235)            | (250)            | (226)            |       |  |  |      |
|------|--|------------------|------------------|------------------|------------------|-------|--|--|------|
|      |  |                  |                  |                  |                  |       | ②モニタリング実務研修<br>緊急時モニタリング活動等に従事する地方公共団体の職員等に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。<br>③緊急時モニタリングセンターに係る訓練(EMC訓練)<br>EMCの実効性を確保するため、EMCで活動する地方公共団体の職員等に対して訓練(机上訓練及び実動訓練)を行う。 |  |      |
| (9)  | 環境放射線モニタリング技術調査等事業<br>(旧:環境放射線モニタリング国際動向調査等事業)<br>(平成25年度) | 12<br>(10)       | 34<br>(22)       | 39<br>(23)       | 39<br>(28)       | 39    | 6  | 「放射能測定法シリーズ」について、優先順位をもとに、年2種程度の測定法について検討する。<br>また、原子力災害発生時の緊急時モニタリングの体制等に関する諸外国、IAEA等における検討状況を調査し、調査の結果得られた知見を基に、放射線モニタリング機能の維持・向上を図るための検討等を行う。   | 0045 |
| (10) | 放射線監視等交付金<br>(昭和49年度)                                      | 7,628<br>(6,722) | 7,141<br>(6,546) | 7,515<br>(6,975) | 9,048<br>(7,266) | 6,092 | 8  | 原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。<br>【立地道府県(16)】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県<br>【隣接府県(8)】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県  | 0046 |
| (11) | 緊急時モニタリングの体制整備事業<br>(平成25年度)                               | 669<br>(652)     | 1,288<br>(1,252) | 1,286<br>(1,089) | 1,013<br>(929)   | 891   | 7,8  | ①緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムの更改及び保守<br>RAMISについて、より安全性・安定性が高い効率的なシステムとするためシステムの更改及び保守を行う。<br>②緊急時モニタリング資機材等の整備・維持<br>原子力規制事務所に緊急時モニタリング資機材等を整備し、点検・維持管理を行う。<br>③緊急時モニタリングセンターの整備・維持<br>原子力施設立地道府県に、緊急時モニタリングを実行するための拠点となる緊急時モニタリングセンターの活動に必要な機器・設備等を配備し、維持管理を行う。 | 0047 |
| (12) | 原子力発電施設等緊急時対策通信設備等整備事業<br>(平成15年度)                         | 3,521<br>(3,370) | 3,851<br>(3,795) | 3,631<br>(3,549) | 3,712<br>(3,697) | 3,638 | 7  | 緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター(ERC)、オフサイトセンター(OFC)の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム(ERSS)の整備・維持管理を行う(各々代替拠点・設備含む)。   | 0048 |
| (13) | 原子力災害対策実効性向上等調査研究事業  | 76               | 51               | 36               | 24               | 24    | 6  | 国際原子力機関(IAEA)等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。   | 0049 |

|      | (平成 26 年度)                        | (42)         | (33)         | (26)             | (0)              |     |     | オフサイトにおける緊急時対応の判断プロセス策定の一助として、屋内退避による被ばく低減効果に関する技術的知見に加え、避難やその他の防護措置の組み合わせによる効果を検討・評価する。   |      |
|------|-----------------------------------|--------------|--------------|------------------|------------------|-----|-----|--|------|
| (14) | 原子力災害等医療実効性確保事業<br>(平成 28 年度)     | 443<br>(399) | 488<br>(459) | 3,302<br>(3,033) | 1,371<br>(1,293) | 602 | 5,6 | <p>東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。</p> <p>具体的には、主に以下の事業を行う。</p> <p>①高度被ばく医療支援センター等の施設設備整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・放射性物質の体内除去を促進させ、内部被ばくの影響を軽減させる治療等に必要の専門的な資機材等の整備</li> </ul> <p>②原子力災害時医療研修・訓練等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施</li> <li>・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施</li> <li>・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守</li> </ul> <p>③原子力災害時医療体制実効性確保等事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置</li> <li>・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施</li> <li>・統合原子力防災ネットワークの維持管理</li> </ul> <p>④原子力災害医療高度専門人材確保育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被ばく医療分野の高度専門人材の配置及び被ばく傷病者受入れのマニュアル化等の実施</li> <li>・高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターの専門人材向け高度専門研修の実施</li> </ul> <p>この他、R I 施設において被ばく傷病者が発生した場合に被ばく傷病者を医療機関が円滑に受け入れられるよう、事業者、搬送機関及び医療機関の対応能力の向上及びこれらの機関の連携強化を図るべく、研修等を実施する。</p> | 0050 |
| (15) | 航空機モニタリング運用技術の確立等事業<br>(平成 28 年度) | 318<br>(314) | 277<br>(245) | 280<br>(256)     | 234<br>(210)     | 238 | 8   | <p>航空機モニタリングの運用</p> <p>①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。</p> <p>②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握及び最適な飛行ルートを検討。</p>  | 0051 |

|            | (314)              | (245)              | (256)              | (210)              |  |   |
|------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--|---|
|            |                    |                    |                    |                    |  | ③緊急時に備えた航空機モニタリング資機材及び技術の維持。<br>④防衛省と連携した訓練の実施、航空機モニタリング体制の検証 |
| 施策の予算額・執行額 | 18,195<br>(16,595) | 18,391<br>(16,950) | 21,404<br>(19,999) | 21,429<br>(18,840) |  |   |